

鳥取県海外県人会支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県海外県人会支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、海外県人会の活動を支援して、その育成強化を図り、もって、海外に在住する本県の出身者等との交流の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) ブラジル鳥取県人会
- (2) 南加鳥取クラブ
- (3) サンフランシスコ鳥取県人会

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年6月末までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から25日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表(第3条、第6条関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 鳥取県出身者等の親睦事業 (2) 鳥取県との交流事業	親睦事業の実施に要する経費 交流事業の実施に要する経費	10/10

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取県海外県人会支援事業費補助金補助事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業の内容

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

4 本補助金以外の他の補助金の活用状況

（1）他の補助金の活用の有無
有 ・ 無

（2）他の補助金の名称

（3）他の補助金の事業内容及び他の補助金により補助される経費

（4）他の補助金を所管する団体名等及び連絡先

（注1） （1）は「有」又は「無」を○で囲み表示すること。なお、「無」を○で囲んだ場合は（2）から（4）までの項目を記入しなくてよい。

（注2） （2）は正式な名称を略さず記入すること。

（注3） （3）について、すべての内容を本書に記載できない場合は、別紙に記載する旨を明記した上で、別紙を添付してもよい。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取県海外県人会支援事業費補助金補助事業収支予算（決算）書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算（決算）額	前年度予算（決算）額	増 減
県補助金	()	()	()
その他	()	()	()
計	()	()	()

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算（決算）額	前年度予算（決算）額	増 減
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
計	()	()	()

番 号
年 月 日

(県 人 会 名)
会長 (氏 名) 様

鳥取県知事 (知 事 名) 印

〇〇年度鳥取県海外県人会支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県海外県人会支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の算定基準額の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、 とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び鳥取県海外県人会支援事業費補助金交付要綱(平成23年4月28日付第201000205193号文化観光局長通知)の規定に従わなければならない。